

公益社団法人日本顕微鏡学会
謝金規程

平成 28 年 6 月 13 日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本顕微鏡学会(以下「本法人」という。)が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 定款第 4 条に定める事業活動に必要となる講演者及び講師並びに原稿執筆者等を謝金の対象者とする。

(講演者及び講師の謝金)

第3条 講演者及び講師等の謝金、及び電子顕微鏡大学の講義資料作成及び質疑回答書作成料は理事会において別に定める額に交通費及び宿泊費の実費を加えた金額を上限とし、それぞれの事業の実行委員長が定める。

2 事業の実行委員長が定める謝金が第 1 項にいう上限を超える場合は理事会に諮り承認を得なければならない。

(その他の謝金)

第4条 第 2 条に掲げる謝金を除いては、その都度理事会に諮り承認を得るものとする。

(謝金の支払い方法)

第 5 条 謝金は、直接または銀行振込の方法によって謝金対象者へ支払うものとする。

(マイナンバーの取得)

第6条 1 月から 12 月までの年間の謝金合計が 5 万円を超える場合は、特定個人情報取扱規程に従って、謝金対象者のマイナンバーを取得しなければならない。

2 マイナンバーの提出を拒否された場合は、謝金対象者の拒否確認書を取得しなければならない。

(改廃)

第 7 条 この規程の改正または廃止は、理事会の議決によって行う。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

本規程は、平成 28 年 6 月 14 日より施行する。